第六十一条に次の一号を加える。
十一　フィリピン協定
第七十四条の二に次の一号を加える。
三　フィリピン協定
第九十条に次の一号を加える。
十六　フィリピン協定第一条1(d)に規定するフィリピン共和国の法令
第九十三条に次の一号を加える。
十六　フィリピン協定
第九十六条の表に次のように加える。

十六	フィリピン協定第二十一条1　フィリピン実施機関

附　則

この政令は、社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○消防庁告示第十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の六第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第四条の五第一項に規定する登録確認機関として登録した一般財団法人日本繊維製品品質技術センターから主たる事務所の所在地及び確認の業務を取り扱う事務所の変更の届出があったので、同令第四条の六第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成三十年五月七日

消防庁長官　稲山　博司

一　変更前の主たる事務所の所在地及び確認の業務を取り扱う事務所の所在地
東京都中央区日本橋富沢町七番十九号
二　変更後の主たる事務所の所在地及び確認の業務を取り扱う事務所の所在地
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三十八番九号　宮前ビルディング七階
三　変更の日
平成三十年三月二十六日

○外務省告示第百七十四号

平成三十年四月十六日にアンカラで、円借款の供与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の平成十六年三月十二日付けの交換公文に従ってトルコ共和国政府に供与されることになったアンカラ給水計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がトルコ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十四年四月十八日まで延長される旨の口上書の交換が、トルコ共和国政府との間に行われた。

平成三十年五月七日

外務大臣　河野　太郎

○文化庁告示第三十八号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成三十年四月二十日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成三十年五月七日

文化庁長官　宮田　亮平

坂戸市朗読サービスグループカナリア

○農林水産省告示第千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口牛尾字小城六九九の一、六九九の二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町岩川字東吹谷六四五〇の二、六四五〇の三、六四五〇の八
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町富山字金貫上一六一一の九、一六一二の一、字金貫一九七二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市伊香保町伊香保字上ノ原六三三の三、六三三の一六、みどり市大間々町塩原一六五九の四、利根郡川場村大字川場湯原字太郎一〇六〇の一、乙一〇六二、字唐沢二二七五、二二七六の一、二二七七、二二七八、二二七九の一、みなかみ町藤原字奈良平一九二六の四、一九二六の六、一九二六の一〇、一九二六の一五、一九三三の二、一九三四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ノ原六三三の三・六三三の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字太郎一〇六〇の一、乙一〇六二、字唐沢二二七五、二二七六の一、二二七七、二二七八、二二七九の一、字奈良平一九二六の四、一九二六の六、一九二六の一〇、一九二六の一五、一九三三の二、一九三四の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）